

肝付町一般廃棄物処理基本計画

平成 31 年 2 月

肝付町

目次

第1章	計画の基本的事項	1
第1節	計画の背景	2
第2節	計画の位置付け	3
第3節	計画の構成	4
第4節	計画期間	5
第5節	計画対象地域	6
第6節	計画対象廃棄物	7
第7節	計画の進行管理	8
第2章	地域の概況	10
第1節	町の概況	11
第2節	人口の動向	12
第3節	産業別人口	13
第4節	気候について	14
第3章	ごみ処理基本計画	15
第1節	基本理念	16
第2節	基本方針	18
第3節	ごみ処理の現状及び課題	19
第4節	ごみ処理基本計画	24
第4章	生活排水処理基本計画	36
第1節	基本理念	37
第2節	基本方針	38
第3節	生活排水処理の現状及び課題	40
第4節	生活排水処理基本計画	43

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画の背景

我が国の廃棄物処理に関する社会状況は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動を続けてきた結果、天然資源の枯渇や地球温暖化など地球規模での問題となっており、私たち人類の存亡にとっても重要で緊急な課題となっています。

今後は、地球環境に対する負荷の低減や限りある資源・エネルギー問題に対応していくことが大切であり、環境負荷の少ない持続可能な社会経済システムや生活スタイルに転換することが求められています。

国はこうした状況を踏まえ環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)の制定のほか、平成 12 年度に循環型社会の形成に向けた「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年法律第 110 号)を制定しました。

また、平成 12 年 6 月に「廃棄物の処理および清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」とします。)を改正、各市町村の地域特性を踏まえた、減量化目標や主体別の役割などを定めた「廃棄物処理計画」の策定が義務付けられました。

第 2 節 計画の位置付け

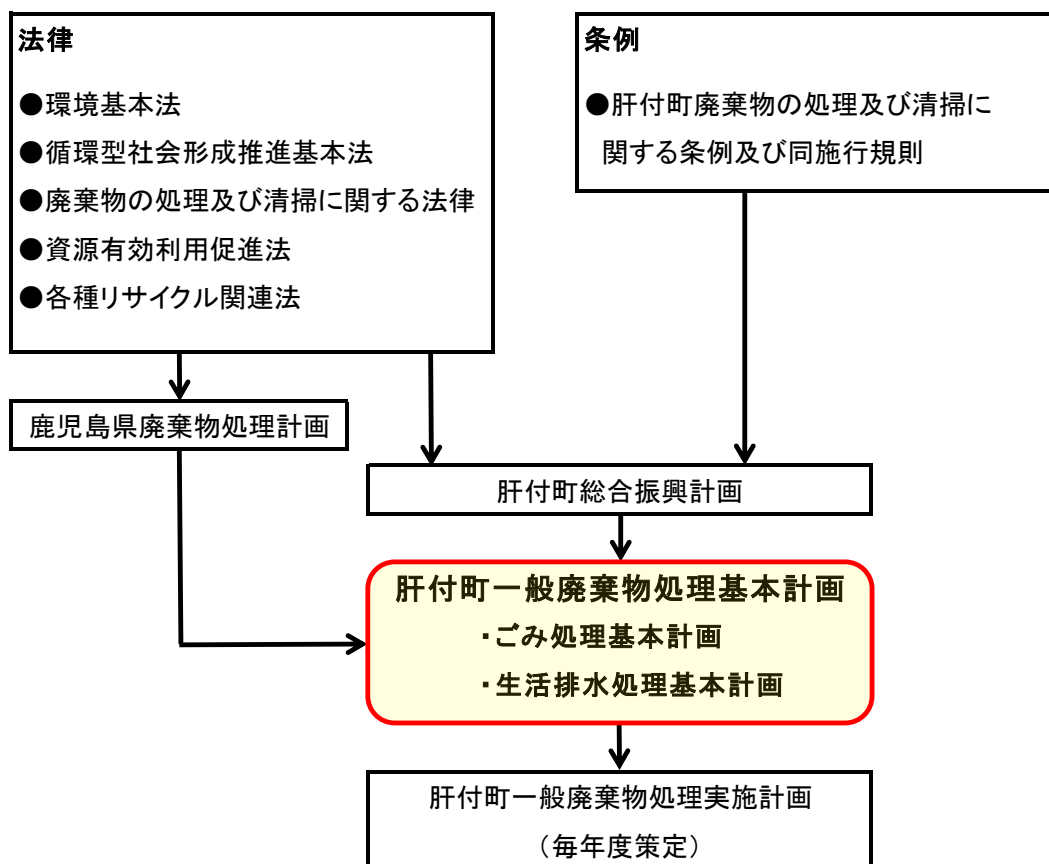
肝付町一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するもので、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、肝付町（以下「本町」という。）の地域内から発生する一般廃棄物の適正な処理を進めるために、必要な事項を定めるものです。

また、「第 2 次肝付町総合振興計画」の生活環境に関する基本目標である「人が行き交い、自然と共生する、笑顔あふれるまちづくり」の達成に向け、廃棄物行政における目標と計画を定め、その具体化の方針を示します。

なお、本計画の策定においては「廃棄物処理法」の他、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」、「肝付町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 26 年 12 月 19 日条例第 32 号）」、「肝付町廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則（平成 27 年 2 月 19 日規則第 2 号）」を遵守します。

また、本計画の実施のために必要な事項については、毎年度作成する「肝付町一般廃棄物処理実施計画」において定めることとします。

計画の位置付け



第3節 計画の構成

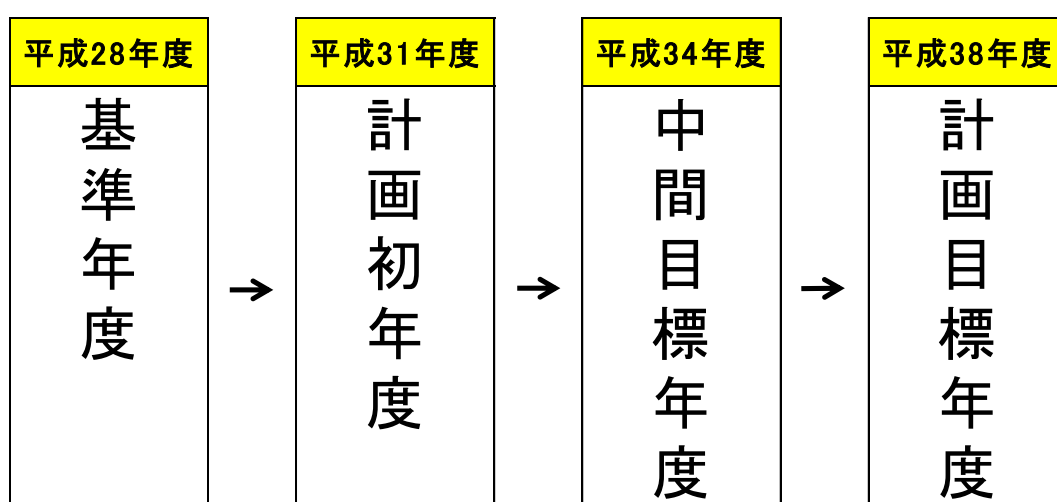
本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」で構成します。



第4節 計画期間

本計画の計画期間は第2次肝付町総合振興計画との整合性を図るために平成31年度から平成38年度までの8年間とし、中間目標年度を平成34年度とします。

また、目標基準年度を平成28年度とし、計画はおおむね5年ごとに改定するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には随時改定、見直しを行います。



第5節 計画対象地域

本計画対象地域は、本町全体とします。

ただし、施策の推進に当たっては広域的な対応も視野に入れ、他の市町村や関連機関等との連携、協力を図ることとします。

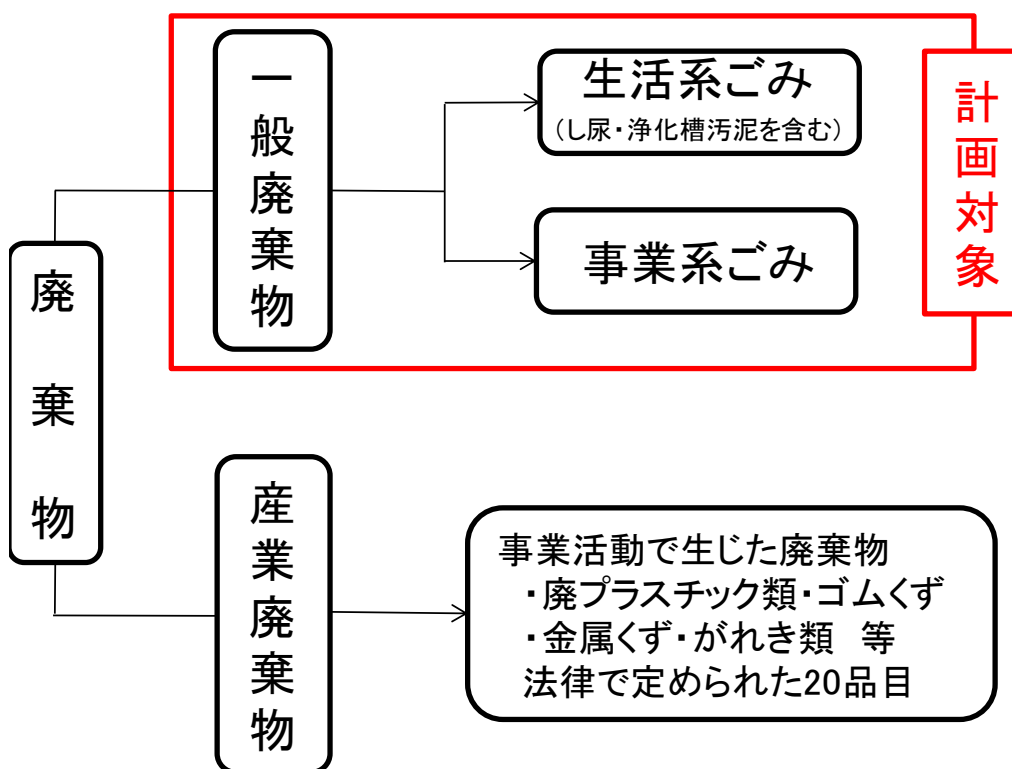


第6節 計画対象廃棄物

廃棄物は、廃棄物処理法において一般廃棄物と産業廃棄物に区分されており、本計画は一般廃棄物を対象としています。

- 一般廃棄物
 - ・ 日常生活に伴って各家庭から排出される生活系ごみ
 - ・ 事業活動に伴って商店等から排出される事業系ごみ

- 産業廃棄物
 - ・ 事業活動に伴って生ずる廃棄物で法律に定めがあるもの



第7節 計画の進行管理

1 計画の見直し

本計画は、施設整備の必要性や法基準など社会情勢の変化に対応するため、策定後おおむね5年ごとに見直しを行います。

2 推進体制

本計画は、行政だけの取組で推進できるものではなく、町民、事業者及び行政の三者が協働することによって初めて達成されます。そのため、本計画を広報やホームページ等により広く公開し、積極的な周知に努め、住民・事業者・行政三者の計画の推進体制を構築します。

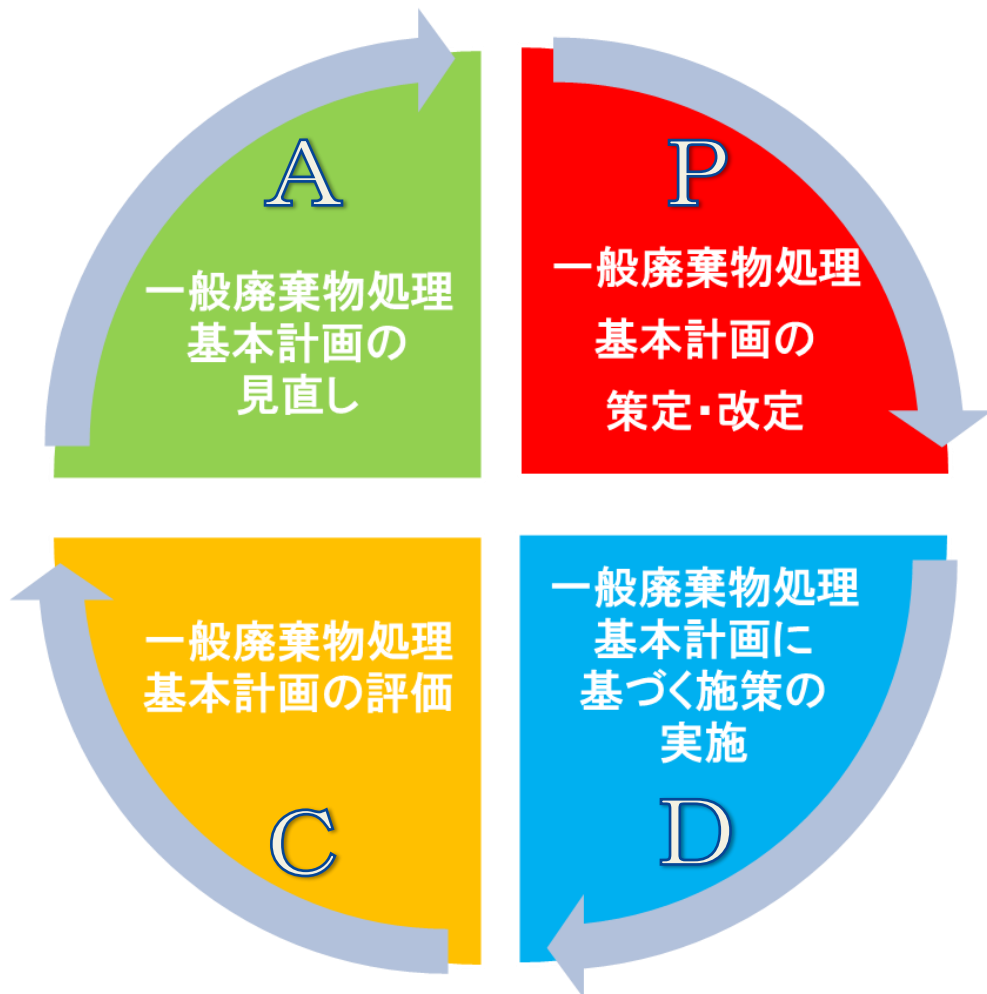
また、全国的な対応が必要だと思われる事項については、近隣の自治体と連携し、国や県等に対する働きかけを行います。

なお、本計画の目標達成のために住民・事業者・行政が継続的に廃棄物に関する施策を検討する場を設け、住民・事業者の意見を抽出し、本町の施策に反映させる体制を構築します。

3 進行管理

本計画を実行性のあるものにするため、取り組み状況や目標値の達成状況などを定期的に評価し、施策の改善を行います。

そのため、本計画は Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）の PDCA サイクルにより、継続的改善を図っていきます。



- ・ **Plan**（一般廃棄物処理基本計画の策定・改定）
 廃棄物処理法により一般廃棄物処理基本計画を策定し、町民・事業者等へ広く周知します。
- ・ **Do**（一般廃棄物処理基本計画に基づく施策の実施）
 基本計画に従って、計画区域内の一般廃棄物を収集・運搬・処理を行います。
- ・ **Check**（一般廃棄物処理基本計画の評価）
 基本計画の達成・改善の度合いを定量的に点検・評価します。
- ・ **Action**（一般廃棄物処理基本計画の見直し）
 単年度での課題事項については、実施計画でその都度改善を行っていきます。なお、本計画は概ね5年ごと、または計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

第 2 章 地域の概況

第1節 町の概況

本町は本土最南端の大隅半島の南東部に位置し、中央部に国見山系を有し、北西部は鹿屋市に隣接しています。町域には笠野原台地（シラス台地）や肝属平野が広がっており、高隈山系や国見山系を源に発する肝属川が流れ、志布志湾に注ぎ込んでいます。東部はこの志布志湾や内之浦湾を含む太平洋の海岸線が続き、南西部は錦江町等に隣接し、美しい海岸線や豊富な森林に恵まれています。



第2節 人口の動向

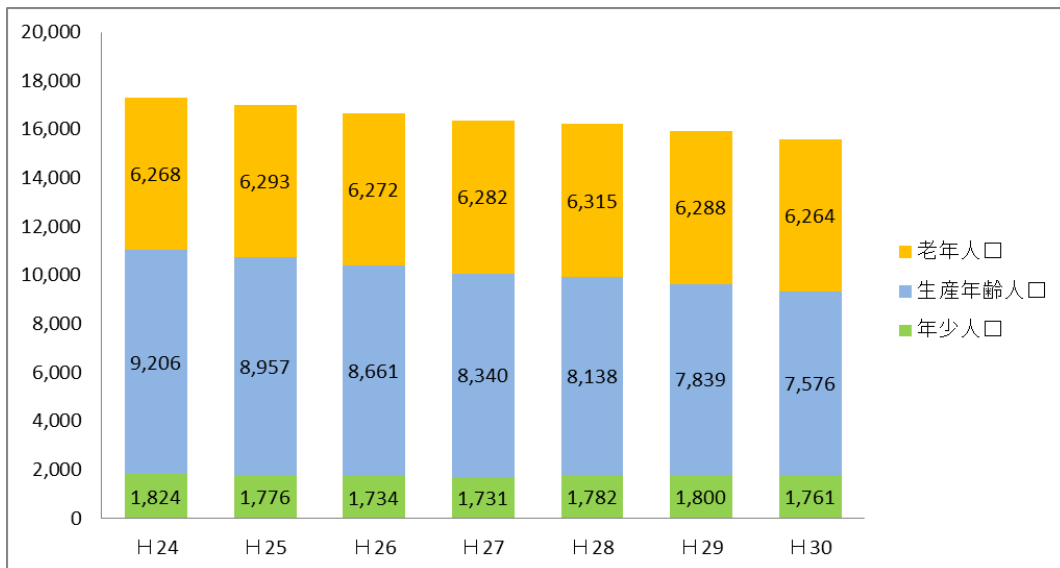
本町の平成30年4月1日現在の人口は15,601人です。なお、世帯数は7,994世帯、同年の1世帯当たりの人員は1.95人です。

また、第二次総合振興計画における本町の目標年次である平成38年の本町の将来人口は、おおむね14,000人と想定しています。

年齢3区分の人口推移・高齢化率

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総人口(人)	17,298	17,026	16,667	16,353	16,235	15,927	15,601
年少人口(人)	1,824	1,776	1,734	1,731	1,782	1,800	1,761
生産年齢人口(人)	9,206	8,957	8,661	8,340	8,138	7,839	7,576
老年人口(人)	6,268	6,293	6,272	6,282	6,315	6,288	6,264
高齢化率(%)	36.2	37.0	37.6	38.4	38.9	39.5	40.2

資料：肝付町住民基本台帳(各年4月1日)

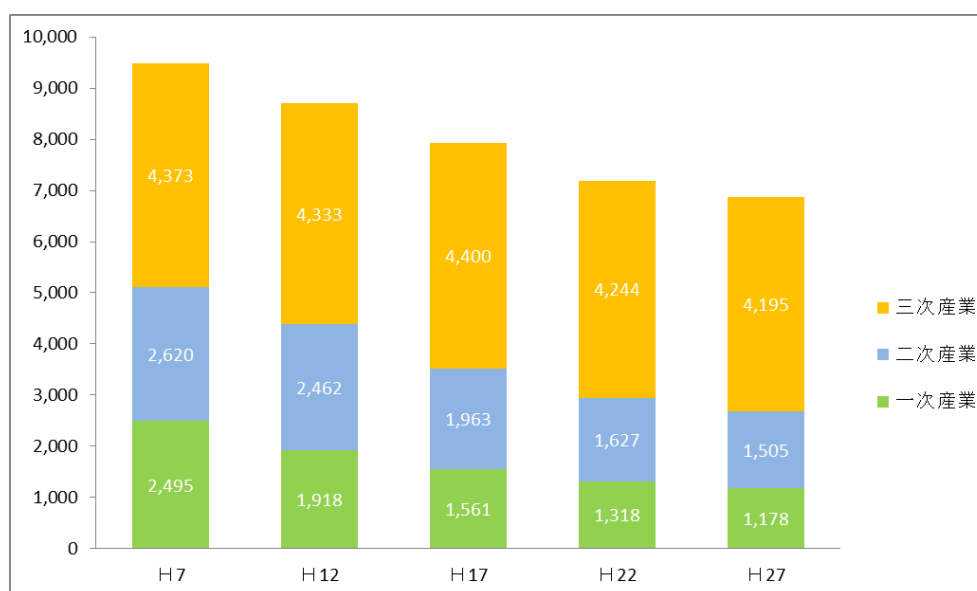


第3節 産業別人口

本町の就業人口は年々減少しており、特に第一次産業の就業人口の減少が顕著です。

	H7	H12	H17	H22	H27
一次産業	2,495	1,918	1,561	1,318	1,178
二次産業	2,620	2,462	1,963	1,627	1,505
三次産業	4,373	4,333	4,400	4,244	4,195
合計	9,488	8,713	7,924	7,189	6,878

資料：国勢調査

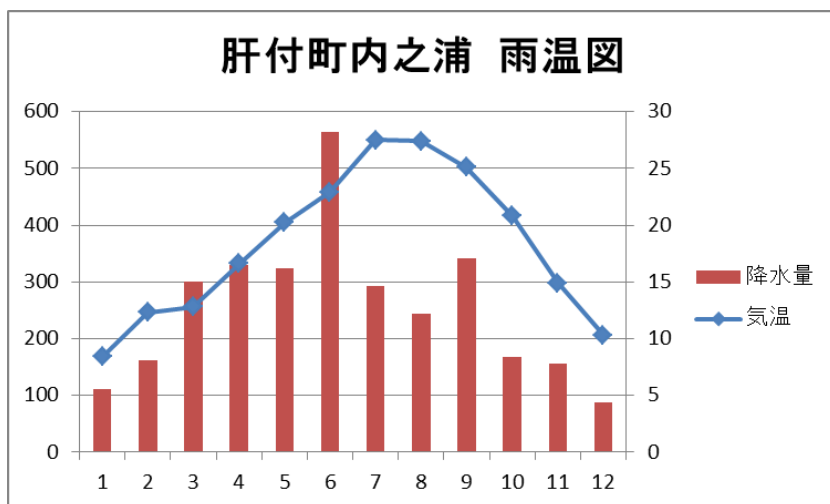
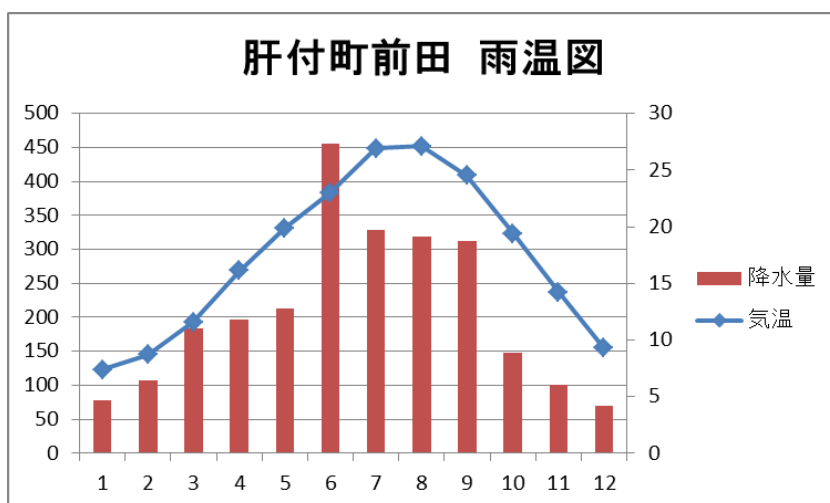


第4節 気候について

本町は平均気温 17 度前後、降水量は 2,500 ミリメートル以上で極めて温暖多湿な気候で、一部にはビロウ・ソテツの自生北限があり、夏期は東風及び南東風が多く、冬は乾燥した北西風が強くなります。

		1月	2月	3月	4月	5月	6月
肝付町前田	気温	7.4	8.7	11.6	16.1	19.9	23
	降水量	77.8	106.7	184.4	196.9	213.6	454.8
肝付町内之浦	気温	8.4	12.3	12.8	16.6	20.2	22.9
	降水量	111.4	161.2	299.5	329.1	324.5	564.7

7月	8月	9月	10月	11月	12月
26.9	27.1	24.5	19.4	14.2	9.3
327.7	319.2	311.7	147.9	101.3	69.4
27.5	27.4	25.1	20.8	14.9	10.3
291.8	244.3	342	166.8	156.6	88.2



第 3 章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

本計画は、循環型社会の形成に向けてのごみ処理の計画を定めるものであり、基本理念として本町が目指すべき廃棄物処理のあり方を定めます。

廃棄物の排出抑制、再生利用等によるごみの減量化を促進するには、町民、事業者及び行政がそれぞれの適切な役割分担を踏まえた取り組みを積極的に行うことが必要であり、これらの取り組みは、関係者が相互に連携することによりさらに効果を上げることができます。

また、3R運動を通じて、本町における循環型社会の構築、快適な生活環境の保全及び廃棄物の適正な処理を基本理念とします。

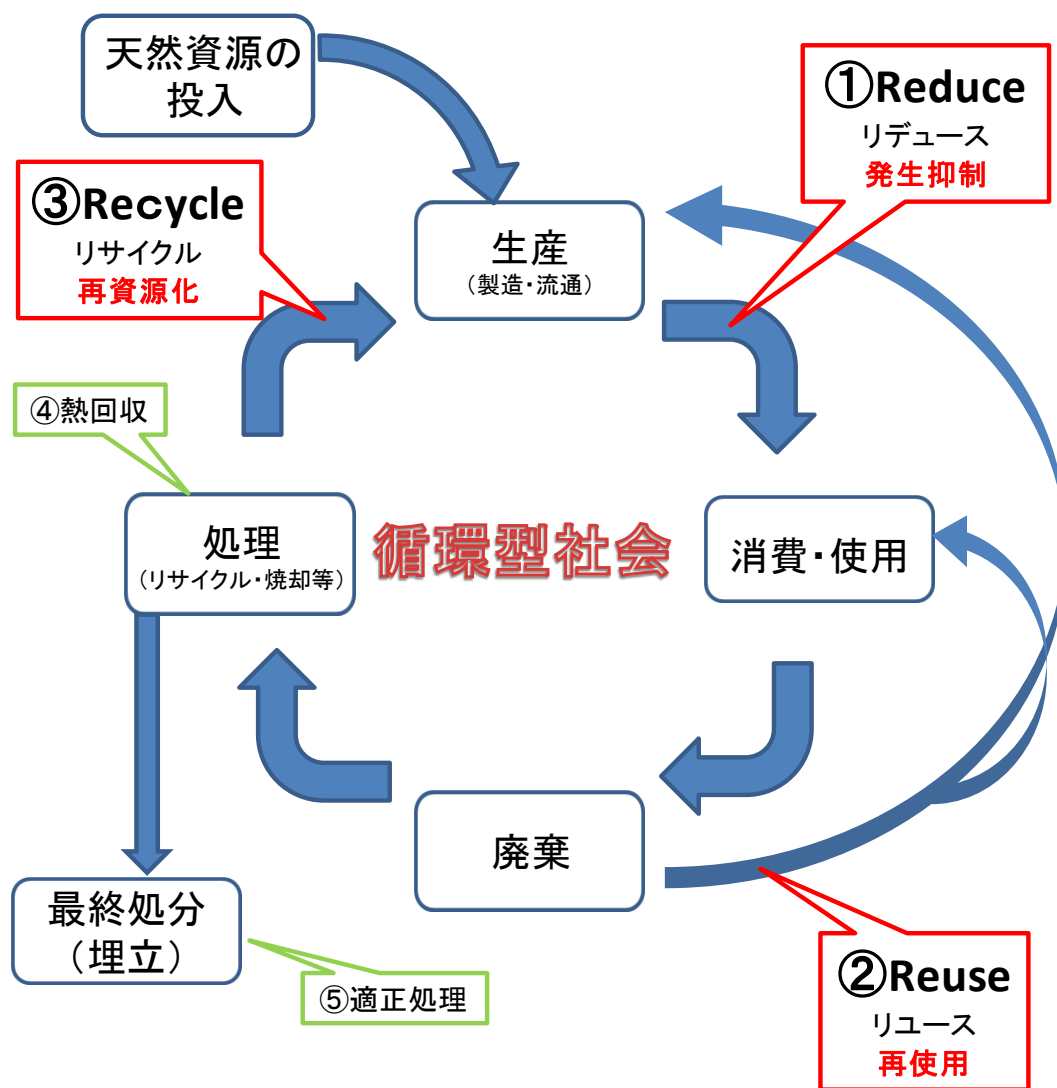
◇ 3R運動

3R運動の3Rとは、Reduce（リデュース）・Reuse（リユース）・Recycle（リサイクル）この3つの英単語の頭文字を表したものです。それぞれの意味は以下のとおりです。

- ・ リデュース（Reduce：減らす）ごみの排出抑制
- ・ リユース（Reuse：再使用）使用済み製品の再使用
- ・ リサイクル（Recycle：再資源化）原材料として再資源化



【3Rを含めた循環型社会のイメージ図】



第2節 基本方針

1 3R運動に基づくごみ減量・リサイクルシステムの構築
循環型社会を構築するために、減らす「Reduce（リデュース）」・再使用する「Reuse（リユース）」・再資源化する「Recycle（リサイクル）」をさらに強力に推進します

2 環境負荷の少ない廃棄物処理システムの構築

ごみの排出抑制、分別区分、ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまでの安心で安全な環境負荷の少ないシステムを推進します。

3 町民・事業者・行政の役割分担による廃棄物処理システムの構築

町民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担し、三者のパートナーシップに基づき廃棄物の処理を行います。

4 財政負担を軽減することを考慮した事業運営の構築

ごみ処理費用や収集・運搬から中間処理、そして最終処分に至るまでのごみ処理施設の維持費等費用が増大するなかで財政負担を軽減するような事業運営を推進します。

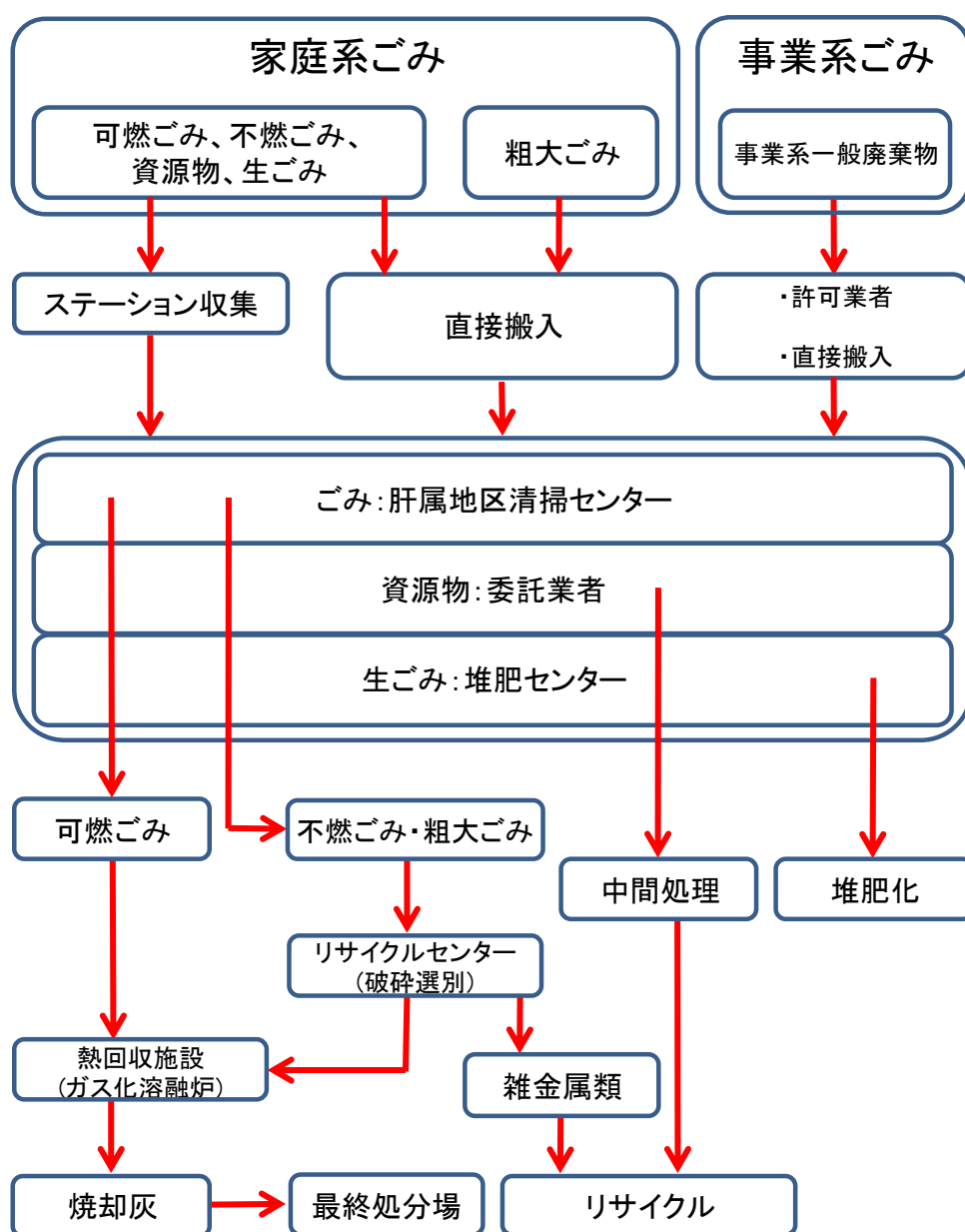
第3節 ごみ処理の現状及び課題

1 ごみの処理の現状

(1) ごみの発生構造と処理について

本町において排出される一般廃棄物は、大きく分けると「家庭系ごみ」「事業系ごみ」になります。

ごみの処理状況としては、下図のとおり処理を行っています。



(2) 収集・運搬

① 収集対象地域

本町全域を計画処理地域及び収集対象地域とします。

② 収集人口

行政地域人口＝計画処理地域内人口＝計画収集人口より、平成30年4月1日現在で15,601人となっています。

③ 収集運搬体制

収集運搬業務については、高山地区については町直営と委託業者により行われており、内之浦地区については全て委託業者により行われています。

(3) 中間処理

① 中間処理方法

本町では、各ごみの中間処理は次のようになっています。

可燃ごみ：「肝属地区清掃センター」の熱回収施設で焼却処理しています。

不燃ごみ：「肝属地区清掃センター」のリサイクルセンターで選別され一部資源化されています。

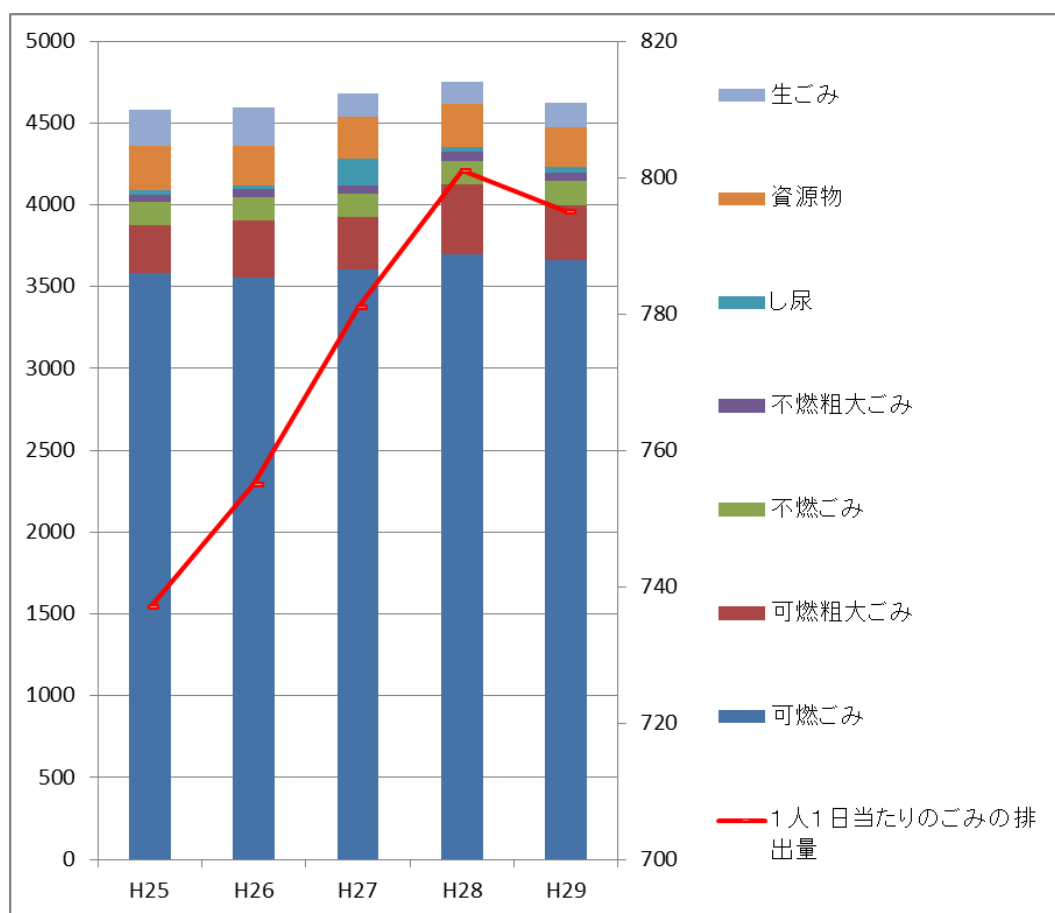
資源物：委託業者で中間処理されリサイクルしています。

(4) 最終処分

肝属地区清掃センターで焼却された残渣物は「大隅肝属広域事務組合」の管理する最終処分場で埋め立て処分されます。

(5) ごみの排出量

区分/年度	単位	H.25	H.26	H.27	H.28	H.29
行政地域内人口	人	17,026	16,667	16,353	16,235	15,927
計画処理地域内人口	人	17,026	16,667	16,353	16,235	15,927
計画収集人口	人	17,026	16,667	16,353	16,235	15,927
ごみ排出量	t/年	4,582	4,594	4,679	4,752	4,624
可燃ごみ	t/年	3,876	3,903	3,926	4,125	3,998
可燃ごみ	t/年	3,581	3,557	3,606	3,696	3,661
可燃粗大ごみ	t/年	295	346	320	429	337
不燃ごみ	t/年	211	218	353	231	234
不燃ごみ	t/年	141	142	143	144	145
不燃粗大ごみ	t/年	44	50	49	57	55
し尿	t/年	26	26	161	30	34
資源物	t/年	276	238	256	259	241
生ごみ (内之浦地区)	t/年	219	235	144	137	151
家庭系ごみ	t/年	3,432	3,285	3,258	3,362	3,173
家庭系ごみ比率	%	74.90	71.51	69.63	70.75	68.62
事業系ごみ	t/年	1,150	1,309	1,421	1,390	1,451
事業系ごみ比率	%	25.10	28.49	30.37	29.25	31.38
資源化率	%	10.80	10.30	8.55	8.33	8.48
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	552	540	544	567	546
1人1日当たりの事業系ごみ排出量	g/人・日	185	215	237	235	250
1人1日当たりの排出量	g/人・日	737	755	781	801	795



2 ごみ処理の課題

(1) 発生抑制、再利用・再資源化

本町においては、ごみ減量・リサイクルに対する町民の意識啓発の一つである3R運動の徹底を基調として、町民のライフスタイルの改善、日常生活におけるごみの減量・リサイクルの推進を図っています。

また、3R運動（基本理念）の徹底を町民に対して求めるのみでなく、事業者と町との協働のもとに推進していくべきであり、事業者に対して理解を求めていくことが重要となります。

(2) 収集・運搬

ごみの収集・運搬については、町民の生活に直結し、より身近な業務として、それぞれの地域ごとに家庭系ごみや資源物の収集運搬業務を行っています。

この収集運搬体制については町民生活的側面・財政的側面・収集運搬能力的側面から本町にとって最適な体制を構築していく必要があります。

第4節 ごみ処理基本計画

1 計画目標値

(1) 住民1人1日当たりの家庭系ごみ減量目標値

《14%の減量》

計画初年度 H. 31	→	中間目標年度 H. 34	→	計画最終年度 H. 38
567(g/人・日)		533(g/人・日)		488(g/人・日)

(2) 事業者1事業所1日当たりの事業系ごみの減量目標値

《10%の減量》

計画初年度 H. 31	→	中間目標年度 H. 34	→	計画最終年度 H. 38
4,826(g/事業所・日)		4,619(g/事業所・日)		4,343(g/事業所・日)

(3) リサイクル率

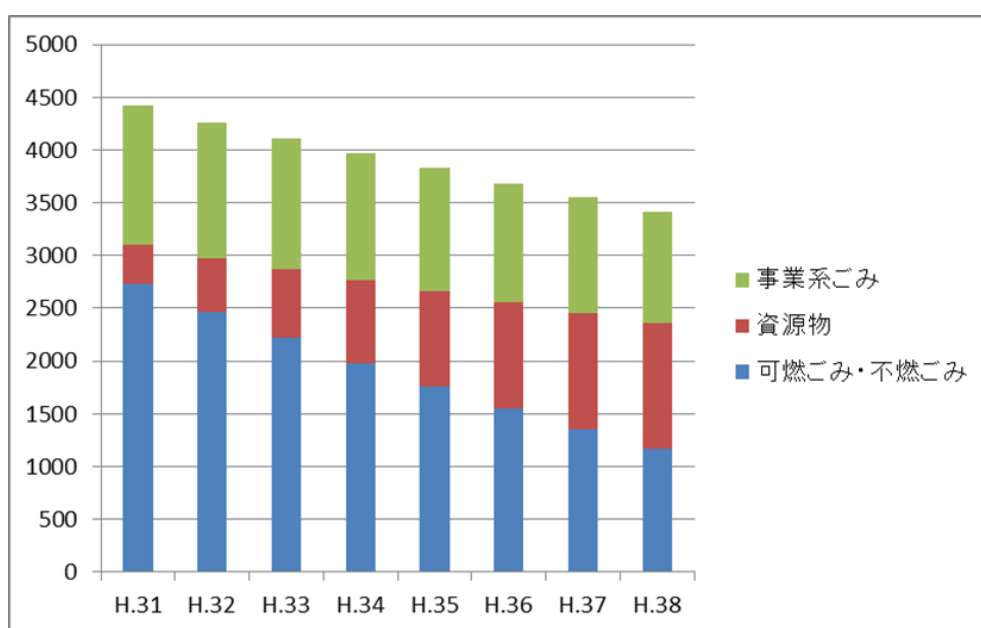
《目標値 35%》

計画初年度 H. 31	→	中間目標年度 H. 34	→	計画最終年度 H. 38
8.3%		19.7%		35.0%

(4) 計画におけるごみの排出見込み量

各目標値を反映させた計画の年度ごとの目標値は下表のとおりとなります。

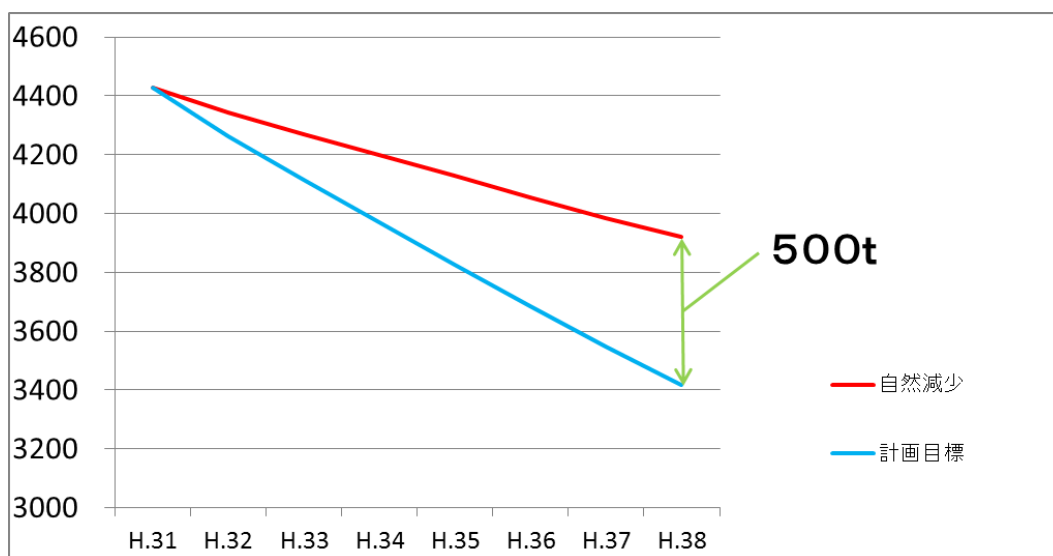
区分/年度	単位	H. 31	H. 32	H. 33	H. 34	H. 35	H. 36	H. 37	H. 38
行政地域内人口	人	15,003	14,694	14,449	14,204	13,959	13,714	13,468	13,244
計画処理地域内人口	人	15,003	14,694	14,449	14,204	13,959	13,714	13,468	13,244
計画収集人口	人	15,003	14,694	14,449	14,204	13,959	13,714	13,468	13,244
町内事業所数	事業所	751	739	727	715	703	691	680	669
ごみ排出量	t/年	4,428	4,263	4,114	3,969	3,826	3,686	3,549	3,419
家庭系ごみ排出量	t/年	3,105	2,980	2,871	2,764	2,659	2,555	2,454	2,359
可燃ごみ	t/年	2,582	2,315	2,073	1,843	1,625	1,419	1,225	1,045
可燃ごみ	t/年	1,446	1,383	1,315	1,238	1,151	1,058	958	857
生ごみ	t/年	930	773	638	520	418	328	252	188
資源物	t/年	207	159	119	85	57	33	15	0
不燃ごみ	t/年	155	149	144	138	133	128	123	118
資源物	t/年	368	516	655	783	901	1,008	1,106	1,196
事業系ごみ排出量	t/年	1,323	1,283	1,243	1,205	1,167	1,131	1,095	1,060
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	567	556	544	533	522	511	499	488
1人1日当たりの事業系ごみ排出量	g/人・日	242	239	236	232	229	226	223	219
1事業所1日当たりの事業系ごみ排出量	g/事業所・日	4,826	4,757	4,688	4,619	4,550	4,481	4,412	4,343
1人1日当たりの排出量	g/人・日	809	795	780	765	751	736	722	707
資源化率(資源物/ごみ総量)	%	8.3	12.1	15.9	19.7	23.5	27.4	31.2	35.0



(5) 本計画のごみ減量効果

人口・事業所数の減少に伴うごみの量の自然減少の予測値と計画目標の達成により得られる数値の比較が下表の数値となります。

区分/年度	単位	H. 31	H. 32	H. 33	H. 34	H. 35	H. 36	H. 37	H. 38
計画目標値	t/年	4,428	4,263	4,114	3,969	3,826	3,686	3,549	3,419
自然減少予測値	t/年	4,428	4,343	4,271	4,199	4,127	4,055	3,985	3,919
削減予測値	t/年	0	80	157	230	301	369	436	500



本計画目標の達成により、計画目標年度において500tのごみの減量が見込まれます。

2 町民・事業者・行政三者の責務

(1) 町民の責務

① 生ごみの減量・リサイクル対策

食べ残しや食料品屑等を減らす生ごみの排出抑制や家庭用生ごみ処理機やコンポスト容器等を利用した自家処理による減量化を行います。また、堆肥化によるガーデニングや家庭菜園等への利用にも努めるものとします。

② 再利用・再資源化の推進

ごみとして廃棄する前に、再度利用できるものはないか、資源としてリサイクルできるものはないか等を考え、再利用・再資源化に努めるものとします。

また、フリーマーケットやバザー等を利用し、まだ利用できるものについて、他に利用する人に譲渡するなど廃棄処分を控えるよう努めるものとします。

③ 分別の更なる徹底

ごみの適正処理及び資源回収を効率的に実施するため、分別の徹底、ごみの排出マナーの遵守及びごみステーションの維持管理に努めるものとします。

④ マイバック運動の推進

買い物際にはマイバックを持参し、ビニール袋の使用を控えるものとします。

(2) 事業者の責務

① 廃棄物の適正処理の実施

事業活動に伴い排出した廃棄物の処理にあたっては、自らの責任において、適正に処理する義務があり実践するものとします。

② 廃棄物の減量化

事業活動に伴って排出する廃棄物の削減及びごみを出さない事業活動の実践に努めるものとします。

③ 事業所における再生品等の利用促進

事業所が使用する事務用品等においては、エコマーク、グリーンマーク等環境に優しい物品の使用に努めるものとします。

④ 自主回収や再資源化の推進

リサイクルを行いやすい材質及び構造をした包装材の使用に努めるものとします。

また、梱包する際は必要以上の包装を控え、消費者が分別を行いやすい包装に努めます。

(3) 行政の責務

① 収集運搬・適正処理

ごみステーションに出されたごみを収集運搬し、適正な処理に努めます。作業については適正に行われるよう指導を行います。また、分別収集計画や収集方法等を検討し、住民生活に適した収集運搬業務の体制を構築します。

② 町民への普及啓発、情報提供

ホームページや広報等による情報提供、出前講座やイベント時における普及啓発を図り 3 R 運動を実践します。

また、情報通信技術を活用し、生活に根差した、廃棄物行政の情報を発信します。

③ 排出事業者及び処理業者への指導

排出事業者及び処理事業者への事業系一般廃棄物の排出抑制、再資源化及び適正処理の指導を図ります。

④ ごみの排出抑制と再生品等の購入・調達の促進

庁舎や公共施設でのごみの排出の抑制、分別の徹底、環境に優しいエコマーク、グリーンマーク製品の購入に努めます。

3 収集運搬計画

ごみの収集・運搬については、業務の継続的、安定的遂行及び地元業者の育成を基本とし、適正な収集・運搬の確保を図ります。

収集・運搬中におけるごみの落下や汚水の散乱が生じないように、衛生管理に十分注意し、安全確認、交通安全に努め、事故防止を図ります。

(1) 家庭系ごみ

① 収集対象物

可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物の3種を収集対象物とします。

② 収集区域の範囲

可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物は全域収集します。

③ 収集回数

ア 高山地区

可燃ごみは週2回

不燃ごみ・空き缶は月2回

その他資源物は月1回

イ 内之浦地区

可燃ごみは週1回

生ごみは週3回

プラスチック製容器包装・紙類は月2回

不燃ごみ・空き缶・小型家電・びん類は月1回

両地区ともに町民の生活実態に沿った収集回数なるよう適宜変更を行います。

④ 収集方式

ごみステーション方式による収集とします。ステーション数及び設置場所については、町内振興会との連携のもと、適宜見直しを行います。

⑤ 収集運搬

収集運搬業務については、高山地区は町直営と委託業者により業務を行います。内之浦地区については委託業者により業務を行います。

多角的視点から、収集運搬業務については検証を行い最適化を図っていきます。

(2) 事業系ごみ（許可）

ごみ減量のための3R運動を実行し、ごみの発生量が減少していること、また、ごみ排出事業所数が減少しているなか、収集運搬能力は現在の体制で十分確保されています。さらに、ごみ排出量の減少傾向に加え、将来人口減少も予測されることから、一般廃棄物収集運搬業の許可については、現在の収集運搬体制内で維持していくことで適正な収集運搬体制を確立します。

◇ 許可業者について

一般廃棄物収集運搬業は、町民の生活や日々の事業所の活動に直接影響を及ぼす業務であり、将来に渡って継続的かつ安定的に遂行されなければなりません。そのため、許可制度の運用にあたっては、収集業者の事業の安定及び育成にも配慮する必要があります。また、無秩序な競争等により、山間部など区域によってサービスに大きな違いが生じたり、その他適正な収集運搬業務の遂行が妨げられたりすることがあってはなりません。

よって、既存の許可業者による収集運搬が現状において問題なく遂行されており、将来に渡って能力的に不足することはないと考えられるとき、次に掲げる場合を除いて、既存の許可業者以外に新規で許可は行わないものとします。

- ① 法令等の整備により新たに必要が生じた場合
- ② 既存の許可業者の廃業、または廃棄物量の増加により、既存の許可業者の収集運搬能力が不足することとなった場合
- ③ その他、町長が特に必要と認めた場合

4 中間処理

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみについては、平成 20 年 4 月に稼働した大隅肝属広域事務組合の肝属地区清掃センターで処理します。不燃ごみ、粗大ごみは、肝属地区清掃センターのリサイクルセンターで破碎選別した後、可燃ごみと共に熱回収施で焼却処理を行います。資源物については中間処理後、リサイクルします。

5 最終処分

肝属地区清掃センターで、中間処理された後に残る飛灰不燃残渣及び破碎不適物は、肝属地区鹿屋最終処分場および肝属地区大根田最終処分場で埋立処分を行います。

6 周知・啓発及び連携

町民・事業者・行政がそれぞれの責務を果たし、共生協働のもと、一体となったごみ減量・リサイクルへの取り組みを実践します。

(1) 周知・啓発

周知・啓発活動としては、広報誌・回覧版・パンフレット等による広報、また環境に関する講演会の開催、ごみ分別説明会の実施、環境イベントの開催及び施設見学等による啓発を行います。

また、これらの方法に加え、情報通信技術を利用した情報の発信により周知・啓発を行っていきます

(2) 連携

情報、知識、意思の疎通がスムーズに図れる連携を図ります。

① 町民・事業者・行政の連携

それぞれが責務を果たした連携を図ります。また、三者で協議を行い、本町の廃棄物行政に関する施策の検討・実施を行っていきます。

② 回収業者との連携

本町の回収業者とその事業内容を把握し、連絡網を構築します。

③ 近隣自治体との連携

近隣自治体の清掃、環境担当者と定期的な情報交換及びごみ処理の広域的な取り組みの連携を推進します。

④ 国・県との連携

国や県との密接な連絡をとり、情報の提供やアドバイスを受けるとともに、資源化ルールの確立等の要請を行います。

7 その他

(1) 広域的取り組みについて

ごみの処理に関する事業の実施に当たっては、適正な環境利用や処理を進める上での必要性を踏まえ、肝属地区2市4町との連携による広域的な取り組みを図ります。

また、大隅肝属広域事務組合が管理を行っている清掃センターや環境ふれあい館を活用し、3R運動の普及啓発を行います。

(2) 地球温暖化防止への配慮について

ごみの焼却による温室効果ガスの発生は看過できるものではありません。地球温暖化対策の観点からのごみの減量・リサイクルに取り組む必要があります。

(3) 不適正処理・不法投棄対策について

ごみの不適正処理の防止として、野外焼却の防止に努めます。野外焼却を行っている当事者への指導に加え、町内振興会と連携し、回覧等の文書による注意喚起に努めます。

町内の不法投棄0を目指し、11月の不法投棄防止月間内に行う町内全域の巡回に加え、不法投棄が頻発する場所については注意看板の設置等により不法投棄の防止に努めます。

(4) 災害ごみ対策について

風水害や地震などの災害が発生した場合、壊れた家屋や家財、食材等が大量に発生することが考えられます。このため、一時的にごみ処理施設の処理能力を超えることが考えられる他、ごみ処理施設そのものが被害に遭い、通常のごみ処理が行われない場合もあります。

このような事態に備え、「肝付町地域防災計画」・「鹿児島県災害廃棄物処理計画」に基づき、関係機関との協力体制や役割分担についても検討を進めます。

第 4 章 生活排水処理基本計画

第1節 基本理念

1 はじめに

近年、生活様式の多様化により水の使用量が増大し、また道路側溝が整備されたことに伴い、家庭からの生活排水が未処理のまま安易に公共水域へ排水されており、このため河川の水質汚濁に影響を及ぼしています。

一方、河川や水路は治水対策として土や植生によらないコンクリート張り等護岸整備が進んできたため、自然浄化能力を失いつつあります。

したがって、肝属川に位置する本町の水質保全に対する責任は重大であり、生活排水の適正処理を勧めていくことは、本町に止まらず事業の効果は大きいと考えられます。

よって、近年の生活環境の変化を踏まえ生活排水の適正処理について、経済性の観点も踏まえた処理計画を設定し、より経済的かつ効率的な生活排水の適正処理を図るために、計画の策定を行うものです。

2 基本理念

本町における公共用水域汚濁の最大の原因は、家庭から排出される生活排水です。生活水準の向上や、生活環境の多様化により現在の住環境の汚染は計り知れないものがあります。

このようなことから、きれいな水で美しく豊かな自然を守っていくため、生活排水を適正に処理することが重要課題となっています。町民に対しても生活排水処理対策の必要性等呼びかけ、認識を高めてもらうとともに、本町を流れる川が清流となることを目標としています。

第2節 基本方針

生活排水の対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発のほか、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととしますが、処理施設の整備に係る基本方針は次のとおりです。

1 公共下水道事業及び農業（漁業）集落排水

生活排水の全量処理は公共下水道・農業漁村集落排水事業が最も適切ですが、公共下水道の整備には多額の投資が必要となり、建設段階から維持管理に移行して以降の起債償還が重荷となります。

また、公共下水道の整備には、終末処理場の建設・管渠の建設など多くの費用と時間がかかり、下水道が整備されても接続人口が当初計画に達するには多くの課題を抱えているのが、他市町の現状でもあります。本町は、平成29年度末における高齢化率が40.2%と非常に高く、それに伴い人口減少率も高い水準となっており、上記で述べたとおり地理的条件・人口密集地域の散在・各集落の形態からも集合処理には大変不利な条件にあり、本町のように財政力の弱い自治体には負担が大きいため、公共下水道等の集合処理施設は整備しないものとします。

2 浄化槽

本町は、既に合併処理浄化槽設置事業補助金を利用して浄化槽を設置した家庭が点在しており、そのため現施設の有効活用を図ることとします。

浄化槽を設置するための手法には、市町村が主体となって浄化槽を設置し、維持管理も行う市町村設置型と個人（住民）が浄化槽を設置して維持管理を行う個人設置型があります。

市町村においては、従来からの個人設置型のままとするの

か、市町村設置型として市町村が積極的に関与していくのかを総合的に勘案した上で、浄化槽整備の手法を決める必要があります。

【市町村設置型】

市町村設置型とは、市町村が主体となって個別の住宅等に浄化槽を設置して管理責任者になる場合をいいます。事業方式には、国庫助成の対象となる浄化槽市町村整備推進事業と、市町村が単独事業として実施する個別排水処理施設整備事業があります。

【個人設置型】

個人設置型とは、個人（住民）が浄化槽を設置して管理責任者となる場合をいいます。個人設置型の場合、建設費用の一部について市町村から補助金が交付される浄化槽設置整備事業で設置する場合と、市町村から補助金を受けることなく、全て個人負担で設置する場合があります。

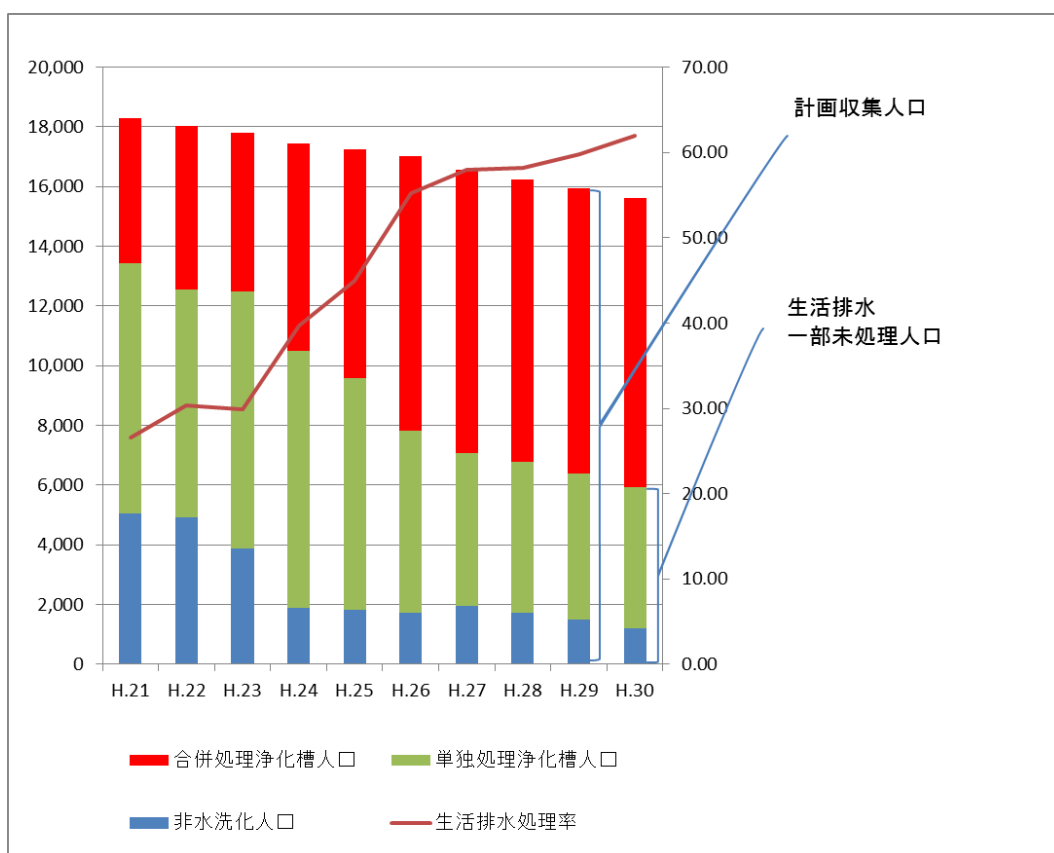
本町においては、合併処理浄化槽設置事業により個人設置型浄化槽の整備・普及を図ってきており、今後も同事業により整備を勧めていくものとします。また、町内業者施行に際し補助金額の上乗せ及び、単独処理浄化槽転換補助の実施により、町内全域において生活排水の適正処理の普及を図っていきます。

第3節 生活排水の処理の現状及び課題

1 計画収集人口の推移

本町における計画収集人口は、年々減少傾向にあります。一方で合併処理浄化槽人口はおおむね増加しています。今後も合併処理浄化槽の普及啓発を行い、生活排水一部未処理人口の減少を図る必要があります。

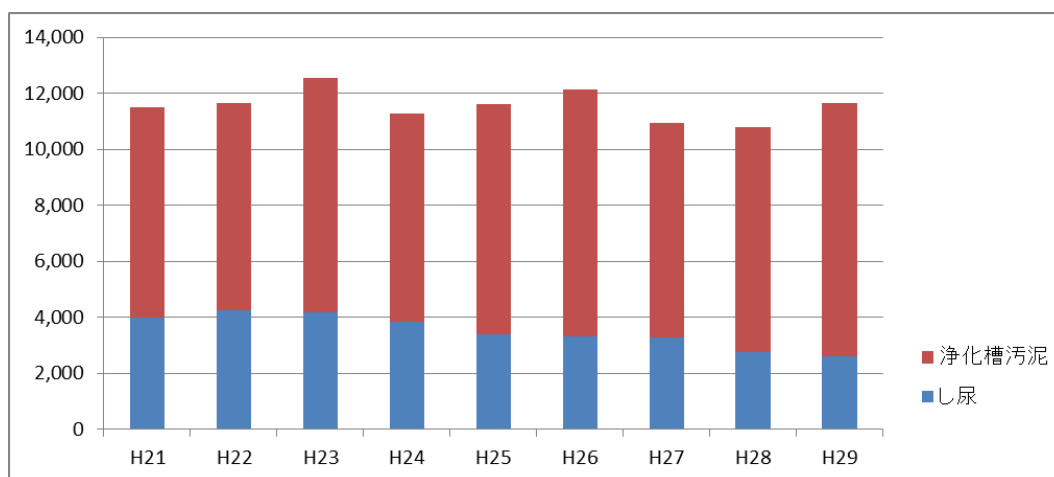
区分/年度	H.21	H.22	H.23	H.24	H.25	H.26	H.27	H.28	H.29	H.30
行政地域内人口	18,278	18,019	17,787	17,435	17,026	16,667	16,353	16,235	15,927	15,601
計画処理地域内人口	18,278	18,019	17,787	17,435	17,026	16,667	16,353	16,235	15,927	15,601
計画収集人口	18,278	18,019	17,787	17,435	17,026	16,667	16,353	16,235	15,927	15,601
合併処理浄化槽人口	4,854	5,474	5,316	6,933	7,661	9,211	9,483	9,446	9,528	9,661
生活排水一部未処理人口	13,424	12,545	12,471	10,502	9,571	7,815	7,090	6,789	6,399	5,940
単独処理浄化槽人口	8,374	7,635	8,606	8,606	7,745	6,094	5,121	5,046	4,900	4,729
非水洗化人口	5,050	4,910	3,865	1,896	1,826	1,721	1,969	1,743	1,499	1,211
生活排水処理率	26.56	30.38	29.89	39.76	45.00	55.26	57.99	58.18	59.82	61.93



2 し尿及び浄化槽汚泥収集・処理状況

し尿及び浄化槽汚泥収集量の総量についてはほぼ横ばいから近年減少傾向です。し尿及び浄化槽汚泥のそれぞれの収集量を見ると、し尿については減少傾向、浄化槽汚泥についてはほぼ横ばいです。

区分/年度	H.21	H.22	H.23	H.24	H.25	H.26	H.27	H.28	H.29
し尿収集量	11,510	11,667	12,562	11,287	11,602	12,138	10,956	10,803	11,643
し尿	4,006	4,269	4,166	3,825	3,397	3,314	3,291	2,765	2,614
浄化槽汚泥	7,504	7,398	8,396	7,462	8,205	8,824	7,665	8,038	9,029
し尿処理量	11,510	11,667	12,562	11,287	11,602	12,138	10,956	10,803	11,643
し尿	4,006	4,269	4,166	3,825	3,397	3,314	3,291	2,765	2,614
浄化槽汚泥	7,504	7,398	8,396	7,462	8,205	8,824	7,665	8,038	9,029



3 収集・運搬

(1) 収集対象地域

本町全域（行政地域内全域）を収集対象地域としています。

(2) 収集体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集体制は、し尿及び浄化槽汚泥ともに、町が許可した業者が収集を行っています。

(3) 搬入先

町許可業者は平成27年2月からし尿及び浄化槽汚泥とともに鹿屋市衛生処理場へ搬入しています。その際、18Lあたり3円の手数料を支払っています。

4 処理主体

各処理施設の処理主体は下表のとおりです。

処理施設の種類	処理対象	処理主体
単独処理浄化槽	し尿	個人
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人

第4節 生活排水処理基本計画

1 合併処理浄化槽等の処理計画

本町において、財政状況・施工業者の施工処理能力・現在までの施策状況等を勘案し、現存する単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を重点的に取り組むものとします。その結果、平成38年度における汚水処理人口普及率は79.2%に達すると推計されます。最終的には生活排水処理人口普及率100%を目指し普及啓発活動を行います。

年度 /区分	総人口(非水洗化人口+水洗化人口)							水洗化率 (浄化槽 人口) (%)	生活排水 処理率 (%)
	(人)	非水洗化人口			水洗化人口				
		(人)	計画収集 人口 (人)	自家処理 人口 (人)	(人)	合併処理浄 化槽人口 (人)	単独処理浄 化槽人口 (人)		
H29	15,601	1,211	1,211	0	14,390	9,661	4,729	92.24	61.9
H30(概算)	15,311	1,066	1,066	0	14,245	9,775	4,470	93.04	63.8
H31(〃)	15,003	938	938	0	14,065	9,867	4,198	93.75	65.8
H32(〃)	14,694	825	825	0	13,869	9,946	3,923	94.39	67.7
H33(〃)	14,449	726	726	0	13,723	10,057	3,666	94.98	69.6
H34(〃)	14,204	639	639	0	13,565	10,159	3,406	95.50	71.5
H35(〃)	13,959	562	562	0	13,397	10,252	3,145	95.97	73.4
H36(〃)	13,714	495	495	0	13,219	10,336	2,883	96.39	75.4
H37(〃)	13,468	436	436	0	13,032	10,409	2,623	96.76	77.3
H38(〃)	13,244	384	384	0	12,860	10,485	2,375	97.10	79.2

2 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) 計画収集地域

本町では、現在し尿及び浄化槽汚泥とも行政地域内を収集対象地域としており、将来も現在と同様に、行政地域内全体を計画収集地域とします。

(2) 収集・運搬体制

現在、し尿及び浄化槽汚泥とも町許可業者が収集を行っています。

今後の傾向として、汲み取りから合併処理浄化槽への転換が続くことが予想されます。全体としては人口の減少による収集量の総量の減少並びに、し尿収集量の減少、浄化槽汚泥収集量の微増が予想されます。

これらのことから、今後も引き続き安定的且つ効率的に収集が出来るよう現状の収集体制を維持していきます。

合併処理浄化槽の普及率や町内人口減少によるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量の概算は下表になります。

区分/年度	H.30	H.31	H.32	H.33	H.34	H.35	H.36	H.37	H.38
し尿収集量	11,022	10,800	10,577	10,401	10,225	10,048	9,872	9,695	9,534
し尿	2,730	2,402	2,114	1,860	1,637	1,441	1,268	1,116	982
浄化槽汚泥	8,292	8,398	8,463	8,541	8,588	8,607	8,604	8,579	8,552

(3) 処理計画達成のための諸施策

① 生活排水対策に関する取組について町民に対する広報啓発

町民一人一人が、生活排水・環境に対する意識を高め、「知る」「考える」「実践する」プロセスを経て、生活に根ざした活動に取り組めるような広報・啓発活動に努めます。

② 浄化槽の管理等に関する広報・啓発

浄化槽に関する正しい知識の普及や、適正な維持管理の必要性について、引き続き広報・啓発を行ってまいります。

③ 合併処理浄化槽補助制度の普及啓発

- ・ 合併処理浄化槽個人設置型の推進
- ・ 単独処理浄化槽撤去費用上乗せ補助の実施
- ・ 町内業者設置（単独・汲み取り転換）の際の上乗せ補助の実施
- ・ 広報誌やホームページの活用、チラシの配布等による啓発、補助制度の広報
- ・ 施工事業者への啓発の実施